

平成27年3月

建設工事入札参加業者 様

総務部財務グループ

工事案件に係る積算内訳書の提出について（お知らせ）

平素は、本市入札契約事務にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）についても一部改正されました。

ついては、法改正に伴い、本市の工事案件に係る積算内訳書の提出について、下記のとおり変更いたしますのでお知らせします

【改正入札契約適正化法】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

記

これまで、予定価格500万円以上の条件付き一般競争入札及び一般競争入札の工事案件について、積算内訳書を提出していただくこととしておりましたが、平成27年度から全ての工事入札案件について積算内訳書を提出していただくことといたしますのでよろしく願いいたします。

なお、積算内訳書の提出のない場合や入札金額と積算内訳書の合計が一致しない場合等は無効となる場合がありますので、ご留意願います。

（お知らせ）

※公共工事の施工体制台帳の作成義務の拡大について

今回の入契法の改正に伴い、公共工事の施工体制台帳の作成義務が下請金額にかかわらず作成する必要があると拡大されますのでご注意ください。（施行日以降に契約が締結された公共工事について適用）